

令和7年度 三郷中学校部活動地域移行実証事業業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1. 業務目的

本業務においては、奈良県が令和5年度から令和7年度末までを部活動地域移行についての改革集中期間とし、休日の中学校部活動の地域連携又は地域移行を完了することを目標に「中学校において令和8年度から教員の指導による休日の学校部活動を廃止する」との方向性を定めて、取組を進めていることに伴い、本町においても令和8年度の地域クラブ活動等への移行に向け、生徒の部活動を通しての成長を妨げることなく、スポーツや文化活動に親しむ機会を確保し、また、教職員の負担軽減及び地域の活性化を図る必要があることから、指導者の確保や運用方法等を実証し、持続可能なスポーツ・文化活動を実現するために実施するものである。

2. 業務名称

令和7年度 三郷中学校部活動地域移行実証事業業務委託

3. 履行場所

三郷町立三郷中学校内（三郷町立野北1丁目3-1）、
大会・試合及び練習試合等の会場・学校等

4. 契約期間

契約締結日から令和8年2月27日まで

5. 業務内容

業務委託仕様書のとおり

6. 予算上限額

3,960,000円（消費税及び地方消費税を含む）
※予算の範囲内で企画提案を行うこと。

7. 事業者参加資格

本業務のプロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 法人であること。また、企画提案書の提出期限までの間、奈良県及び三郷町から指名停止措置又は、指名回避措置を受けていない者。

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4各号の規定に該当しない者。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされていない者。
- (4) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行っていない者。
- (5) 法人等の代表者が破産者、法律行為を行う能力を有しないもの又は禁固刑以上の刑（執行猶予を含む。）に処せられていない者。
- (6) 法人等の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）及び三郷町暴力団排除条例に基づく入札参加除外の措置要件に該当しない者。
又、暴力団関係者又は暴力団関係者と密接な関係を有する者がいないこと。
- (7) 法人等が国税又は地方税を滞納していないこと。

8. 実施スケジュール （※スケジュールは、変更となる場合がある。）

項 目	期 日
実施要領等の配布	令和7年6月13日（金） ～7月7日（月）
質問書の受付期間	令和7年6月30日（月） 午後5時まで
質問への回答	令和7年7月3日（木）
参加申込書・企画提案書等の提出期限	令和7年7月7日（月） 午後5時まで
プレゼンテーション及びヒアリング審査の実施	令和7年7月16日（水）
審査結果の公表	令和7年8月1日（金）予定

なお、本業務の説明会は実施しません。

9. 実施要領の配布

- ・ 配布期間：令和7年6月13日（金） ～ 7月7日（月）
- ・ 配布場所：三郷町ホームページからダウンロードすること。

10. 質問の受付及び回答

本事業に関する質問の受付は、令和7年6月13日（金）午前9時から

6月30日（月）午後5時までとし、様式6を用いて電子メールにて「教育委員会事務局 教育総務課（担当：上垣）まで」送信し、電子メール送信後、受信確認のため事務局へ電話連絡をすること。質問に対する回答は、質問者に直接電子メールにて回答するものとし、他の参加者からの質問については、教育総務課にて閲覧することができる。

1 1. 参加申込書・企画提案書・見積書等の作成及び提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次に定める書類を作成し、期限までに必要書類を添えて提出すること。

（1）公募型プロポーザル参加申込書について

提出書類	ア. 公募型プロポーザル参加申込書（様式1） イ. 企業・団体等概要及び事業実績（様式2） ※他の自治体において令和7年4月1日現在までに部活動についての指導員の配置や指導実績がある場合、契約書の写し（自治体名、履行期間の記載がわかるもの）を5自治体まで添付することができる。 ウ. 暴力団排除に関する誓約書（様式3） エ. 履歴事項全部証明書（直近3ヵ月以内のもの） ※原本に限る。 オ. 直近年度の国税（法人税、消費税及び地方消費税）、都道府県税及び市町村税の納税証明書若しくは、未納のない証明書（直近3ヵ月以内のもの） ※原本に限る。 カ. 貸借対照表及び損益計算書（直近3ヵ年分） キ・印鑑証明 ※原本に限る。
必要部数	1部

（2）企画提案書について

提出書類	ア. 公募型プロポーザル提案申請書（様式4） イ. 企画提案書（任意様式） 日本工業規格A4縦型にし、左綴じ、片面印刷とする。 ※A3サイズ使用不可 ※印刷カラー、フォント及び行間は自由。 ※文字サイズは12ポイント以上（図表は、12ポイント以下でも可）
------	---

	ウ．見積書（様式５） ※内訳書（任意書式）を添付すること。
注意事項	企画提案書の様式は任意とするが、内容については評価表の「評価項目」及び「評価内容」であることがわかるように示すこと。 また、提出後に書類の追加や差し換え及び再提出は認めない。
必要部数	正本：１部、副本：１０部

（３）提出方法等

提出期間	令和７年６月１３日（金）午前９時から ７月７日（月）午後５時（必着）
提出場所	三郷町 教育委員会事務局 教育総務課 生駒郡三郷町勢野西１丁目２－２ 文化センター２階
提出方法	担当課へ持参又は、郵送（配達証明） ※電子メールでの受付は不可

１２．企画提案書の作成要領

- （１）別紙「評価基準表」の評価項目・評価内容及び仕様書内、「５．業務内容」に記載の①～③について記載すること。
- （２）様式は任意とし、前項で記述した項目ごとに作成すること。
- （３）記述はできる限り平易な表現とし、文章を補完するための写真、イラスト、イメージ図等が必要な場合は、適宜貼付すること。
- （４）提出のあった企画提案書等の内容について、審査の過程で疑義が生じた場合は、後日必要に応じて町から疑義事項の照会を行うことがある。

１３．審査及び選定方法

本業務に係る企画提案書等の審査、評価及び優先交渉権者の選定は、選考審査委員会を設けて、選考審査委員会において下記の要領で行う。

（１）審査（書類審査及びプレゼンテーション）

本プロポーザルの選考審査委員会において、提出された企画提案書等の書類を①で示す評価基準に基づき、書類及びプレゼンテーションの審査により優先交渉者として選定する。

※参加者が１者の場合でもプレゼンテーション審査は実施する。

- ① 評価基準については、別紙「評価基準表」のとおり。

② プレゼンテーション審査について

- ・プレゼンテーションの時間は30分（説明20分、質疑応答10分）の予定で実施。
- ・企画提案書に基づいた補足説明用のスライド投影は認める。HDMI端子が使用可能なパソコンを持参すること。
- ・プレゼンテーションの実施場所、日程等については、別途メールにて通知を行う。

(2) 審査結果の公表について

審査結果については、三郷町ホームページで公表する。

(3) 審査基準

本プロポーザルは、別紙「優先交渉権者選定評価基準」に基づき審査する。

1 4. 失格事項

参加者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 参加条件を満たさないとき。
- (2) 所定の期限及び提出先に、11に記載する書類及び資料を提出しないとき。
- (3) 提案に関連して、談合等の不正行為があったとき。
- (4) 提出書類に虚偽の記載があったとき。
- (5) 見積書の金額が予算上限額を超過したとき。又、見積書の金額に誤脱や判断しがたい数字の記載がされているとき。
- (6) プレゼンテーション審査に出席しなかったとき。
- (7) その他、選考審査委員会が本要領に違反すると認めるとき。

1 5. 契約の締結

- (1) 「1 3. 審査及び選定方法」により選定された者を優先交渉権者とし、詳細な業務内容及び契約条件について協議・合意した後、委託契約を締結する。なお、当該事業者が提案した内容は、委託仕様書に規定されたものとみなす。優先交渉権者との協議が調わない場合や、契約締結までに「参加資格要件」に規定するいずれかの要件を満たさなくなった場合又は、事故等の特別な事由により契約が不可能となった場合等においては、次点交渉権者から順に繰り上げて契約に向けての協議を行う。
- (2) 契約期間は、契約締結日から令和8年2月27日までとする。

(3) 契約にあたっての主な留意事項

提案された金額をそのまま委託するものではなく、協議の上、提案の一部を変更もしくは委託料を変更する場合がある。

1 6. 個人情報の保護

受託者は本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び三郷町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年3月三郷町条例第2号）を遵守しなければならない。

1 7. その他留意事項

- (1) 提出書類は、本プロポーザル以外の目的のために使用はしない。
- (2) 本プロポーザルに提出された企画提案書等は、参加者の営業上の秘密に該当する部分が含まれている可能性があることから、原則として公表しない。
- (3) 提出された書類等は、審査等の過程において複製することがある。
- (4) 提出された企画提案書等の著作権は、本町に帰属するものとする。
- (5) 提出書類等は返却しない。ただし、不採用となった場合には、本町で定めた保存年限満了後、本町の責において全て処分するものとし、本業務の審査以外では使用しない。
- (6) 本プロポーザルに係る一切の費用は参加者の負担とする。
- (7) 本プロポーザルの参加者が1者のみの場合、プロポーザルは成立するものとする。ただし、総合点数において満点の5割を超える点数を必要とする。

1 8. 担当事務局

奈良県三郷町 教育委員会事務局 教育総務課

住所：〒636-0812 奈良県生駒郡三郷町勢野西1丁目2-2

電話：0745-43-7331

電子メールアドレス：kyoikunyuusatsu@town.sango.lg.jp

担当：上垣